

発行所

株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ↳ リース取引にかかる消費税

**Q** : 今年度の税制改正ではリース取引が改正になるそうですが、これにかかる消費税はどうなるのですか？

**A** : リース開始時にリース料総額の課税仕入れがあったものとして取り扱われることとなります。

### 【解説】

平成20年4月1日以後に締結した所有権移転外ファイナンスリース取引(リース期間の途中で解約できないいわゆるファイナンスリースのうち、リース期間後にリース物件を貸し手に返還を要するリース取引)は、平成19年度の税制改正において、売買取引として取り扱われることとなっています。

そして、消費税の取扱いは、そのリース資産を引き渡した日にリース料の全額を課税売上又は課税仕入に計上することとなります。

したがってたとえば、これまでであれば、1,000万円(うち利息100万円)の機械を10年でリースした場合、リース総額900万円の10分の1である90万円を、毎期の課税仕入又は課税売上として計算してきましたが、平成20年4月以後のリース契約については、そのリース資産を引き渡した日にその総額である900万円を課税仕入又は課税売上があったものとして消費税を計算することとなります。

ご注意ください。

